

令和2年度大江町雇用調整助成金申請代行補助事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 町長は、町内の中小企業・小規模事業者等（以下「事業者」という）が雇用する労働者の失業の予防と雇用の安定を図る目的から雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の2に規定する雇用調整助成金又は附則第15条に規定する緊急雇用安定助成金（以下、「雇用調整助成金等」という。）の支給を受けようとする町内の事業者等に対し、その申請の手續に要する費用について、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年3月23日規則第3号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内に住所を有し、かつ、令和2年4月1日から9月30日までの間の従業員の休業について雇用調整助成金等の支給を受けようとする事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱による補助金と同種の補助金を受けたことのある者は、補助対象者としなない。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、雇用調整助成金等の支給申請（当該申請の前に行う休業等実施計画届の提出を含む。）に係る事務の代行を社会保険労務士又は弁護士（以下、「社会保険労務士等」という。）に依頼した場合に要する代行報酬等とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額とし、1事業所当たり40万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、大江町雇用調整助成金申請代行補助事業費補助金交付申請書(兼実績報告書)(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、令和 2 年 10 月 30 日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 雇用調整助成金に係る休業等実施計画届及び支給申請書の写し又は緊急雇用安定助成金に係る休業実施計画届及び支給申請書の写し
- (2) 社会保険労務士等による雇用調整助成金等の支給申請に係る事務の代行に要した代行報酬等の領収書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 補助対象者は、前項の補助金交付申請書(兼実績報告書)の提出にあたり、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。(以下、「消費税等仕入控除税額」という。))を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税額等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第 6 条 町長は、前条の申請書を受領したときは、内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、補助対象者に補助金交付決定通知書(様式第 2 号)を通知するものとする

2 町長は、前項による交付決定に当たり、前条第 2 項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額するものとする。

3 町長は、前条第 2 項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について、補助金の額の確定において

減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(実績報告)

第 7 条 規則第 14 条の規定にかかわらず、第 5 条の規定による申請をもって、規則第 14 条の規定による報告に代えるものとする。

(補助金額確定通知)

第 8 条 規則第 15 条の規定にかかわらず、第 6 条の規定による通知をもって、規則第 15 条の規定による補助金額確定通知に代えるものとする。

(交付決定の取り消しに伴う補助金の返還)

第 9 条 町長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたものがあるときは、交付決定を取消し、補助金の全額を返還させることができる。

2 補助金の交付を受けたものは、前項による取り消しの通知を受けたときは、速やかに補助金を返還しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 10 条 補助対象者は、第 6 条第 1 項による補助金の交付決定及び額の確定の後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（様式第 3 号）により町長に報告するとともに、速やかにこれを返還しなければならない。

(帳簿の備付け)

第 11 条 補助対象者は、補助金と対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日に属する年度の終了後 5 年間、町長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 21 日から施行する。